

- 水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月２９日付け２農振第３５３４号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第２ 事業の内容 １～５ （略） <u>６ 省エネルギー化推進型</u> <u>（１）省エネルギー化推進型は、省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）に基づき、以下のいずれかの農業水利施設の省エネルギー化を図る事業とする。</u> <u>ア １、２又は３の対象施設</u> <u>イ 直近１２か月の施設の管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料をいう。以下同じ。）及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が２５％以上であった施設管理者が管理する農業水利施設</u> <u>（２）事業実施期間は、令和７年度に限るものとする。</u>	第２ 事業の内容 １～５ （略） （新設）
第３ 事業実施主体 <u>１ 一般型、連携管理保全型、特別型、管理水準向上型、包括的民間委託推進型</u> <u>事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。</u> <u>２ 省エネルギー化推進型</u> <u>事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合とする。</u>	第３ 事業実施主体 <u>事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。</u>
<u>第７ 省エネルギー化推進計画</u> <u>省エネルギー化推進型の省エネ計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。な</u>	（新設）

お、策定に当たっては、施設管理者以外が事業実施主体の場合にあつては事業実施主体と施設管理者が施設の省エネルギー化の方策を協議するものとする。

第8 事業の申請

1～4 (略)

5 省エネルギー化推進型

(1) 省エネルギー化推進型を実施しようとする土地改良区等にあっては、省エネ計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、省エネルギー化推進型を実施しようとする市町村長、土地改良区若しくは土地改良区連合から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、遅滞なく省エネ計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

第9 事業の採択

1 地方農政局長等は、第8の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

2 (略)

第10 計画の変更

1～4 (略)

5 省エネルギー化推進型

(1) 省エネ計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第8の手續に準じて変更を行うものとする。

第7 事業の申請

1～4 (略)

(新設)

第8 事業の採択

1 地方農政局長等は、第7の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

2 (略)

第9 計画の変更

1～4 (略)

(新設)

- (2) 省エネ計画の変更を行った土地改良区等にあつては、変更後の省エネ計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、省エネ計画の変更を行った市町村長、土地改良区若しくは土地改良区連合から変更後の省エネ計画の提出があつたとき又は都道府県が省エネ計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

第11 補 助

国は、別表1に掲げる一般型の事業費、別表2に掲げる連携管理保全型の事業費、別表3に掲げる特別型の事業費、別表4に掲げる管理水準向上型の事業費、別表5に掲げる包括的民間委託推進型の事業費及び別表6に掲げる省エネルギー化推進型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

第12 報 告

1・2 (略)

3 省エネルギー化推進型

- (1) 土地改良区等は、省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の規定により市町村長、土地改良区若しくは土地改良区連合から報告を受けたとき又は都道府県が省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

第13 (略)

第10 補 助

国は、別表1に掲げる一般型の事業費、別表2に掲げる連携管理保全型の事業費、別表3に掲げる特別型の事業費、別表4に掲げる管理水準向上型の事業費及び別表5に掲げる包括的民間委託推進型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

第11 報 告

1・2 (略)

(新設)

第12 (略)

別表 1 ～ 5 （略）

別表 6

<u>省エネルギー化推進型の事業費</u>	
	<u>ア 省エネルギー化及びコスト削減の取組に要する費用</u>
	<u>省エネ計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組に要する費用</u>
	<u>イ 農業水利施設の管理に要する費用</u>
	<u>省エネ計画に位置付けられた農業水利施設の管理に要する費用</u>

別表 1 ～ 5 （略）

（新設）

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。